

日本家族療法学会 代議員選挙内規

1) 選出方法に関して(第四章 第8・9条)

投票形式については

定員1～2名	1名单記
定員3～6名	2名連記
定員7名以上	5名連記

2次募集については、候補者のいない場合に限って行うもので、定員に満たない場合には行わない。

2) 通知

当選者、落選者へ通知するとともに、学会誌など適宜な方法で次点者までの得票数を公表する。

その他、無効票、白票など選挙全般については、代議員会において報告する。

3) 無投票当選

候補者が定員以下の場合には、無投票とし、信任投票は行わない。

また候補者が定員未満の場合に生じた欠員については、補欠選挙を行わない。

4) 当選者報告後の欠員、所属地区移動について

代議員当選者の代議員会報告後、何らかの理由で欠員が生じた場合は、次点者の補充を行う。また、候補者(当選者)は選挙人名簿確定時点での地区からの候補者(当選者)として扱い、その後、住所移動があっても所属地区変更は行わない。

5) 天災などの不測の事態が生じた場合の選挙方法の変更

天災などの不測の事態が生じた場合には、投票手段の変更など選挙手続きの変更は選挙管理委員会において決定することができる。

6) 立候補者・推薦人の資格確認及び選挙人名簿の作成

立候補者の被選挙権及び推薦人の選挙権の有無について確認を行い、作成した選挙人名簿は、地区名の氏名のみとする。なお、学会員が選択した学会誌等を送付している連絡先を所属地区として取り扱う。

7) 立候補書類の様式

①立候補に際しては、立候補者も含めて推薦者2名の氏名を明記し、選挙管理委員会は、立候補の受付後メール等によって推薦人の意思を確認する。

②推薦者は、選挙権を有し、立候補者と同一の地区でなければならない。

③立候補者は、氏名、一般的職種(精神科医、臨床心理士・公認心理師、ソーシャルワーカー、大学教員、家庭裁判所調査官など)を明記しなくてはならない。やむをえない場合を除いて役職名(所長、教授など)は表記できない。その判断は、選挙管理委員会が行うことができる。

8) 候補者名簿の告示形式

①所属地区、氏名、一般的職種を表記する。

9) 海外在住者の扱い

帰省先の明確な海外渡航者については、確認が取れば、当該地区での選挙資格を与える。

10) 無効票細則

①姓のみ、氏名の記載に誤りがあるときなど、不備がある場合には、選挙管理委員会の判断で判別し、投票候補者が確定できる場合にのみ有効票とすることができる。

- ②候補者の記入が、記入限度数を超過で行われていた場合には無効票とする。
- ③その他、選挙管理委員会において、有効票、無効票の判断を行うことができる。